

## S D G s 推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、主体間の連携により、市域の S D G s (持続可能な開発目標(平成 27 年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択)をいう。)の推進に資する事業を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成 20 年 10 月生駒市規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、市内に事務所又は活動拠点を有するとともに、市内において活動を行っている又は今後行う予定がある次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市民活動団体 営利を目的とせずに地域の S D G s 達成に資する活動を行う団体であって、補助事業を遂行できる能力を有するもの。
- (2) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項の規定による特定非営利活動法人
- (3) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号の規定による会社
- (4) 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条で定める手続きを行った個人事業主
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 1 号の規定による公益社団法人
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 2 条第 1 号の規定による一般社団法人
- (7) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条の規定による社会福祉法人

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による教育機関(市立は除く)

(9) その他前各号に準ずる団体で市長が適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付の対象となる団体は、「いこまSDGsアクションネットワーク(令和3年10月7日設立)」の会員として登録されている団体に限るものとする。

3 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体は交付対象外とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の要件をすべて満たす事業とする。

(1) 市域のSDGs推進に資する事業

(2) SDGsに掲げる17の目標のうち2つ以上の目標の達成に貢献できる事業

(3) 生駒市内で実施され、市民のSDGs推進に係る意識の向上に資する先導的な事業

(4) 2者以上の団体が連携して行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 法令、条例等に違反する事業

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害する事業

(3) 特定の者の利益のみを目的とする事業

(4) 政治活動、宗教活動を目的とした事業

(5) 本市又は国、他の地方公共団体から補助を受けている事業又は委託された事業

(6) 他の団体等への単なる補助となっている事業

(7) 既存事業の単なる予算の付け替えにとどまる事業

(8) その他この要綱の趣旨に反する事業

3 一度補助金を交付された補助事業について、次の会計年度（地方自治法第208条第1項に定める期間をいう。以下単に「年度」という。）以降も引き続き同一内容の事業を行う場合は、最初に補助金を交付された年度の翌々年度までに限り補助金の交付の対象とすることができる。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する費用のうち別表第1に定める経費とする。

2 前項の補助対象経費には、当該補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が発生する場合は、当該税額は含まないものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助事業で得た収入額を差し引いた額（以下「補助算出基礎額」という。）に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、別表第2に定める金額を上限とする。

4 補助事業の実施に要する費用の一部を寄附金等の収入額（前項の補助事業で得た収入額を除く。以下「寄附金・その他収入額」という。）をもって支弁する場合において、寄附金・その他収入額が補助算出基礎額から前項で算出した額

を差し引いた額を上回る場合は、補助金の額は前項で算出した額から当該上回る額を差し引いた額とする。

5 補助金の交付は、1の補助事業について1年度につき1回限りとする。

(交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(複数の団体が共同で交付を受けようとする場合は、これを代表する団体)は、SDGs推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 実施団体概要書(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項規定による申請を予定している団体は、申請内容について、市長との事前協議を行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、SDGs推進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするにあたっては、いこまSDGsアクションネットワークアドバイザー会議の意見を聴取したうえで、補助事業の実施内容等に関する意見を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、その旨をSDGs推進事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該団体に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体が、補助事業の内容を変更する必要が生じた場合又はやむを得ない事情により中止する場合は、SDGs推進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査の上、承認すべきと認めたものについて、SDGs推進事業補助金変更・中止承認通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は補助事業の内容の変更又は中止が適当でないとき、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（概算払い）

第8条 補助事業が完了していないものにあつては、SDGs推進事業補助金概算請求書（様式第14号）を市長に提出することで概算払いを受けることができる。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日又は会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、SDGs推進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書等の提出があったときは、その内容が補助金交付決定の内容に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、SDGs推進事業補助金確定通知書（様式

第12号)により当該団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助金の交付の決定を受けた団体が提出するSDGs推進事業補助金請求書(様式第13号)に基づき交付するものとする。

2 第9条の規定により概算払いをした金額がある場合にはこれを清算し、補助金を交付するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	内容
報償費	ボランティア、コーディネータ、外部講師等に係る謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書等の印刷製本費
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務（会場設営、機器運搬）等の委託費（事業の全ての委託は対象外）
使用料・賃貸料	会場使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

## ◆補助対象外経費

- （1）団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助事業の実施に直接関係しない経費
- （2）消耗品費のうち飲食費（事業に要する茶菓代を含む。）
- （3）その他市長が不適當又は不必要と認める経費

別表第2（第4条関係）

補助金の上限額		
1年目	2年目	3年目
40万円	20万円	10万円



様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業名称		
事業に関わる団体	団体名	役割
	1. 2. 3.	1. 2. 3.
関連するSDGs ※ゴール番号を明記		
事業内容	(1) 目的  (2) 対象  (3) 実施方法  (4) 補助終了後の見通し	
事業の目標・効果 ※関連するSDGs と紐づけ、可能な限り 定量的な目標を記載	(1) 目標  (2) 期待される効果	
事業完了予定日	年 月 日	
備考		

※補助対象団体だけでなく、本様式に記載する、「事業に関わる各団体」も、実施団体概要書（様式第4号）を提出すること。

※適宜記載欄を拡大し、詳細に記述すること。

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。

収支予算書

代表事業者名 \_\_\_\_\_

(1) 収入の部 (単位:円)

科 目	予算額	摘 要
事業収入 (A)		
寄附金・その他収入		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額 (E) と同額
収入合計		

(2) 支出の部 (単位:円)

科 目	予算額	摘 要
支出合計 (B)		

(3) 計算欄

	予算額	備 考
差引額 (C)		※支出合計 (B) - 事業収入 (A)
補助基本額 (D)		※差引額 (C) の2分の1相当額
補助申請額 (E)		※補助基本額 (D) の千円未満の端数を切り捨てた額

記載要領 ①消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとします。  
(第4条第2項を参照ください。)

②(2)支出の部の予算額の欄には、別表第1(第4条関係)に該当する補助対象経費を記入してください。

③摘要の欄には、内容とその内訳について可能な限り詳しく説明してください。

実施団体概要書

フリガナ			
団体名			
設立年月日	年 月 日		
フリガナ			役 職
代表者			
目的・活動 設立経緯			
担当者 連絡先	氏名		所属
	電話		FAX
	E-mail		

※実施団体の存在を確認できる書類（定款、会則、規約、開業届、会員名簿等）を添付してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

生駒市長

SDGs推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったSDGs推進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

生駒市長

SDGs 推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったSDGs 推進事業補助金について、SDGs 推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

生駒市長

申請者 所在地  
          団体名  
代表者 氏名

SDGs推進事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付生S第 号により交付決定を受けたSDGs推進事業補助金について、下記のとおり事業を（変更・中止）したいので承認をお願いいたします。

記

1 事業名称

2 事業内容

3 （変更・中止）理由

4 事務担当者

所属・職・氏名		
連絡先	TEL	FAX
	E-mail	

5 添付書類（事業費の変更がある場合）

別紙①

別紙①（変更承認用）

収支予算書

代表事業者名 \_\_\_\_\_

（1）収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
事業収入（A）		
寄付金・その他収入		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額（E）と同額
収入合計		

（2）支出の部

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
支出合計（B）		

（3）計算欄

	予算額	備 考
差引額（C）		※支出合計（B） - 事業収入（A）
補助基本額（D）		※差引額（C）の2分の1相当額
補助申請額（E）		※補助基本額（D）の千円未満の端数を切り捨てた額

記載要領 ①消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとします。  
（第4条第2項を参照ください。）

②（2）支出の部の予算額の欄には、別表第1（第4条関係）に該当する補助対象経費を記入してください。

③摘要の欄には、内容とその内訳について可能な限り詳しく説明してください。

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

様

生駒市長

SDGs推進事業補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたSDGs推進事業補助金（変更・中止）承認申請につきまして、下記のとおり承認しましたのでSDGs推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

1 事業名称：

2 事業内容：

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

生駒市長

申請者 所在地

団体名

代表者 氏名

### SDGs推進事業補助金実績報告書

年 月 日付生S第 号により交付決定を受けたSDGs推進事業補助金に係る事業実績について、SDGs推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

（添付書類）

- 1 事業報告書（様式第10号）
- 2 収支決算書（様式第11号）
- 3 収支決算に係る領収書の写し

事業報告書

事業名称	
事業の内容（効果、実績等を記入）	(1) 具体的な内容  (2) 目標達成状況及び効果  (3) 参加者の声
事業完了日	年 月 日
課題	(1) 事業に関する問題点  (2) 改善策や今後の展望

※適宜記載欄を拡大し、詳細に記述すること。

※企画書、チラシ、事業実施時の記録写真等、事業に係る参考資料を添付すること。

収支決算書

代表事業者名 \_\_\_\_\_

(1) 収入の部 (単位:円)

科 目	決算額	適 用
事業収入 (A)		
寄付金・その他収入		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額 (E) と同額
収入合計		

(2) 支出の部 (単位:円)

科 目	決算額	適 用
支出合計 (B)		

(3) 計算欄

	予算額	備 考
差引額 (C)		※支出合計 (B) - 事業収入 (A)
補助基本額 (D)		※差引額 (C) の2分の1相当額
補助申請額 (E)		※補助基本額 (D) の千円未満の端数を切り捨てた額

記載要領 ①消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとします。  
(第4条第2項を参照ください。)

②(2)支出の部の予算額の欄には、別表第1(第4条関係)に該当する補助対象経費を記入してください。

③摘要の欄には、内容とその内訳について可能な限り詳しく説明してください。

注意事項 ①「記載要領①」に関連し、端数処理を伴う場合は、支払いごとに処理すること。

②「収支決算に係る領収書の写し」に不備がある場合、補助金を支払うことができません。

[よくある誤り]

- ・ 使途、品目が不明
- ・ 支払いの日付が明記されていない

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

様

生駒市長

SDGs推進事業補助金確定通知書

年 月 日付生S第 号で交付決定したSDGs推進事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

生駒市長

申請者 所在地  
          団体名  
代表者 氏名

SDGs 推進事業補助金請求書

年 月 日付生S第 号により交付の確定通知があったSDGs 推進事業補助金  
について、SDGs 推進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定（決定）額      金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 概算請求金額            金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 概算請求分清算額        金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 請求金額                 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通（総合）・当座 預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※2「概算請求金額」及び3「概算請求分清算額」については、該当する申請者のみ記入してください。

生駒市長

申請者 所在地  
          団体名  
代表者 氏名

SDGs推進事業補助金概算請求書

年 月 日付生S第 号により交付の確定通知があったSDGs推進事業補助金  
について、SDGs推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり概算請求します。

記

1 概算請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通（総合）・当座 預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		